

韓国のカントリーレポート（簡易版）

2008年

韓国では防災に関することは消防防災庁で総括している。消防防災庁は2004年6月政府組織改編により作られた組織で防災に関すること、いわゆる自然災害や人的災害、消防に関する全てを管轄しているところです。ここでは自然災害に関することを記します。

1. 韓国の自然災害の状況

韓国は山間部が国土の70%くらいを占めており、地理的、地形的、気象的な条件などから、台風、大雨、豪雪、地すべり、暴風、干ばつ、黄砂などの災害が起こっている。

この中でも多くの被害を与えるのは台風や大雨（集中降雨）などになっている。

ここ10年間（1998－2007）の災害被害の状況を見ると、台風による死者・行方不明者は478名、大雨（集中降雨を含める）による死者・行方不明は554名になっている。金額に換算すると、台風の場合は121億ドル、大雨（集中降雨を含める）の場合は62億ドルになっている。

2. 防災体制及び組織

主な法律としては、災難及び安全基本法、自然対策法、災害救護法、地震災害対策法、風水害保険法、貯水池・ダム安全管理及び災害予防に関する法律、小河川整備法、災害危険改善事業及び移住対策に関する特別法、災害軽減のための企業の自律活動支援に関する法律などがある。

組織としては消防防災庁で防災に関することを総括しており、国土海洋部、農林水産食品部、森林庁、気象庁など関連機関との連携を図っている。

3. 防災における対応体制

防災対応体制は 平常時と非常時との2つに分けられている。平常時においては固有の業務をしており、非常時には行政安全部大臣を本部長とする特別の中央災難安全対策本部が設置される。その際には、関連機関も中央災難安全対策本部にて合同で勤務をすることとなっている。

防災システムとしては、地方自治体を対象にする国家災難管理システム（NDMS）と全国民を対象にする携帯電話緊急災難文字放送システム（CBS）、公務員だけを対象にするアカネシステム、そして放送局に依頼する災難文字放送システム、総合無線網、地震対応システムなどがある。

4. 防災に関する教育及び訓練などについて

国民の身体や財産を守るには、防災教育や訓練は非常に重要である。防災教育としては、小学校や中高校、大学・一般国民のためのプログラムを開発し、ホームページなどで提供したり、学校の先生を対象にする地震教育などを行っている。

防災に関する訓練としては、毎年4月に関連機関が参加する災難対応安全韓国訓練が3

日間に亘り行われており、毎年5月25日を防災の日と定め、キャンペーン、フォーラムなど様々な行事が行われている。

5. 防災における国の取り組み

各種災害から国土を保存し、国民の身体や財産を守るために、中央政府と地方政府の災害管理体制を確立し災害予防事業の拡大の促進を図っています。また、災害関連の仕組みを整備すると共に官民間の協力を図るための現場中心の対応体制の強化を促進しており、国民の安全意識向上のための安全文化運動の促進を図っています。